

令和 8 年 9 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会

追 加 議 事 日 程 （ 議 員 提 案 ）

令和 8 年 9 月 2 5 日 午 時 分 開 議

追加日程第 1 意見書第 1 号 非核三原則の堅持を求める意見書

追加日程第 2 意見書第 2 号 交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求
める意見書

追加日程第 3 議 提 第 7 号 委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 4 議 提 第 8 号 議員派遣について

（ 令和 8 年 9 月 2 5 日 午 時 分 ）

意見書第 1 号

令和 8 年 8 月 2 5 日

愛 荘 町 議 会 議 長 河 村 善 一 様

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を、愛 荘 町 議 会 会 議 規 則 第 1 4 条の規定により提出する。

提出者	愛 荘 町 議 会 議 員	瀧	すみ江
賛成者		同上	

非核三原則の堅持を求める意見書

愛荘町議会では、合併した年に、「愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議」が議決されており、例規集に明記されています。「世界の平和と安全は、人類共通の願いです。しかし、現在この地球上には数多くの核兵器が存在し、また、戦争や紛争も後を絶たず、人類の生存や自然環境に大きな脅威と不安をもたらしています。世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴えていかなければなりません。ここに愛荘町は、新町誕生を機に、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、安心して安全な町民生活を守ることを決意し、『非核・平和都市』を宣言します」という内容で、「非核三原則の堅持」が明記されています。

原爆投下の惨禍を経験した日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を掲げ国是として堅持してきました。

非核三原則は、日本の平和と安全保障だけでなく、国際社会の平和と非核化を求める世論と運動の礎となってきました。2024年には、原爆被害の実相を語り継ぎ、国際社会の平和と核廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会が、国際的な貢献が認められてノーベル平和賞を受賞しました。

政府におかれましては、広島・長崎の悲劇を2度と繰り返さないために、恒久平和の実現に向けて主導的役割を果たすため、下記の事項を強く求めます。

記

一、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月25日

宛先 内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
総務大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様

滋賀県愛荘町議会

意見書第2号

令和8年9月11日

愛荘町議会議長 河村善一 様

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者	愛荘町議会議員	中川喜代和
賛成者	愛荘町議会議員	岡本志穂美
		久山幸代
		メンドーザ智子
		久保田正利
		小菅久宣
		村西作雄
		村田定
		竹中秀夫

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

昨年５月、愛知県一宮市で当時妊娠９か月の女性が車にはねられて死亡した。事故直後の緊急帝王切開で出生した女児は、「低酸素性虚血性脳症」と診断され、生まれた日から泣き声を上げた事も、目を開いた事も無く、今も意識不明のままである。遺族にとっては最愛の家族を失った悲しみと、女児の行く末への不安を抱えるという極めて悲惨な事故となった。

刑法上、胎児は人ではなく母体の一部とされる為、胎児を被害者と認め、加害者に相応の刑事処分を認める判例は極僅かであり、加害者に対して自動車運転処罰法の適用は困難な現状である事から、遺族は「生まれた女児も被害者として扱ってほしい」と切実に訴えている。

この遺族の思いに賛同するオンライン署名は１３万筆を超えており、現行制度の在り方に対して多くの国民が改善を求めている事が窺える。出生前の段階で、胎児の生育状況が医学的に把握出来る現代に於いて、被害の発生時点によって、法的評価や取り扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題が残る。

よって、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を行うよう強く要望する。

記

- 1 交通事故等による母体への加害行為によって、胎児が出生後に死傷した場合に於ける自動車運転処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行う事。
- 2 死傷した胎児についても、刑事訴訟法の犯罪被害者参加制度に於ける被害者としての地位が認められる様運用改善を図る事。
- 3 交通事故等により出生前に障害を負った子供とその家族が、生涯に亘り十分な医療や福祉を受けられる様、自賠責保険制度の拡充など、公的な被害者支援体制の充実を図る事。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２５日

宛先	衆議院議長	様
	参議院議長	様
	内閣総理大臣	様
	法務大臣	様
	国土交通大臣	様

滋賀県愛荘町議会

議提第7号

令和8年9月25日

愛荘町議会議長 様

総務産業建設常任委員会委員長
教育民生常任委員会委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 委員会所管事項について

理 由 委員会所管に関する調査を閉会中に行う必要があるため

議提第8号

議員派遣について

令和8年9月25日

次のとおり議員を派遣した。

1. 町村議会議長会議会運営・事務基礎研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 彦根勤労福祉会館
- (3) 期 間 令和8年7月8日
- (4) 派遣議員 1期目議員

次のとおり議員を派遣する。

1. 第67回町議会議員研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 ハーティーセンター秦荘
- (3) 期 間 令和8年10月7日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 彦根・愛知・犬上市町議会議長会研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 ひこね市文化プラザ メッセホール
- (3) 期 間 令和8年10月15日
- (4) 派遣議員 全議員

3. 部落解放研究第59回全国集会

- (1) 目 的 集会
- (2) 場 所 広島県福山市ふくやま芸術文化ホール
- (3) 期 間 令和8年10月19日～20日
- (4) 派遣議員 久山議員

4. 第50回町議会広報研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 多賀町総合福祉センター（ふれあいの郷）
- (3) 期 間 令和8年10月30日
- (4) 派遣議員 広報常任委員会

5. 秦莊西小学校研究発表大会

- (1) 目 的 大会
- (2) 場 所 秦莊西小学校
- (3) 期 間 令和8年11月6日
- (4) 派遣議員 議長、教育民生常任委員会委員長、教育民生常任委員

6. 園訪問

- (1) 目 的 訪問
- (2) 場 所 愛知川幼稚園
- (3) 期 間 令和8年11月6日
- (4) 派遣議員 教育民生常任委員会